

**介護老人保健施設 栗の郷  
(介護予防) 訪問リハビリテーション  
重要事項説明書**

## **1. 事業所の概要**

- ・事業所名：介護老人保健施設 栗の郷 訪問リハビリテーション
- ・所在地：千葉県四街道市栗山906番地1
- ・電話番号：043-421-6881
- ・ファックス番号：043-421-6882

## **2. 事業の目的**

この規定は、医療法人社団威風会（以下「法人」という。）が開設する訪問リハビリテーションの適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する重要事項を定め、訪問リハビリテーション従事者の理学療法士又は作業療法士（以下「従業者等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にあり、当事業所の医師が訪問リハビリテーションの必要を認めた高齢者に対し、適切なリハビリテーションを提供することを目的とする。

## **3. 運営方針**

- ① 訪問リハビリテーションの従業者などは、要介護等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保及び向上を重視した在宅療養ができるように支援する。
- ② 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
- ③ 事業所は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- ④ 事業の実施にあたっては、関係市区町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- ⑤ 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

## **4. 職員の職種、員数及び職務内容**

訪問リハビリテーションに勤務する職員の職種及び職務内容は次のとおりとする。

- ・管理者：藤平 威夫
- ・医師：1名（兼務）

・理学療法士：1名以上　　・作業療法士：0名　　・言語聴覚士：0名

#### 【職務内容】

訪問リハビリテーション計画書及び訪問リハビリテーション報告書を作成し、訪問リハビリテーションの提供に当たる。

### 5. サービス内容

- ① 基本動作訓練
- ② 日常生活動作訓練
- ③ 関節可動域訓練
- ④ 筋力増強訓練
- ⑤ 疼痛治療・管理
- ⑥ 末梢循環の改善
- ⑦ 家庭内訓練・体操指導
- ⑧ 福祉用具利用の助言
- ⑨ 家屋改造の助言
- ⑩ 精神面のサポート
- ⑪ そのほか、医師が必要と判断した訓練

### 6. 営業日及び営業時間

#### 【営業日】

月曜日から土曜日までとする。

#### 【休日】

国民の祝日・年末年始（12/30～1/3）

ただし、利用者が希望し、管理者が必要と認めた場合は、この限りではない。

#### 【営業時間】

午前8時30分から午後5時30分までとする。

ただし、利用者が希望し、管理者が必要と認めた場合は、この限りではない。

### 7. 通常の事業の実施区域

訪問リハビリテーションにおける通常の事業の実施区域は、四街道市、千葉市若葉区（若松町、若松台、千城台北、千城台南、千城台東、千城台西、小倉台、小倉町）稲毛区（小深町、山王町）佐倉市（畔田、飯重、石川、印南、王子台、大崎台、大篠塚、太田、生谷、表町、鎌木町、上志津原、小篠塚、山王、下志津、下志津原、城内町、染井野、寺崎、中志津、西志津、羽鳥、馬渡、宮小路町、六崎、吉見）の区域とする。

・ただし、利用者が希望し、管理者が必要と認めた場合は、この限りではない。

## 8. 要望及び苦情等の対応

- ① 事業所は、別紙に定める苦情処理に関する相談窓口、処理体制、手順等により、利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応する。
- ② 事業所は、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容の記録を行うものとする。
- ③ 事業所は、提供したサービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、利用者の苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は、助言に従って必要な改善を行うものとする。
- ④ 事業所は、市町村からの求めが合った場合は、前項の改善内容を市町村に報告を行うものとする。
- ⑤ 事業所は、提供したサービスに関する利用者及びその家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第2号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

## 9. 衛生管理

- ① 事業所は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行なうとともに、事業所の設備及び義品等の衛生的な管理に努めるものとする。
- ② 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
  - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
  - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

## 10. 虐待防止に関する事項

- ① 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。
  - (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 虐待防止のための指針の整備。

- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施。
  - (4) 担当者を含む委員会の設置、開催を行い指針の整備、研修の実施を行うものとする。
- ② 事業所はサービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の）家族等高齢者を現に養護する者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。

## 1 1. 業務継続計画の策定等

- ① 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。
- ② 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- ③ 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

## 1 2. ハラスメント対策

当事業所の従業者が個人として尊重され、快適なもとで業務が遂行されるよう、ハラスメントに対する適切な予防及び設置を行うことを目的とする。

- ① （担当者を含む）審議委員会の設置、開催を行い指針の整備、研修の実施を行うものとする。
- ② 事業所は、適切な職場における性的（セクシャルハラスメント）威圧的（パワーハラスメント）な言動又は、優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの（カスタマーハラスメント）により従業者の従業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。

## 約款の要約

### □ 利用料金について

- ・(介護予防) 訪問リハビリテーションサービス利用単位

	訪問リハビリテーション費	介護予防 訪問リハビリテーション費
20分間=1回	308単位	298単位
40分間=2回	616単位	596単位
60分間=3回	924単位	894単位

- ・(介護予防) 訪問リハサービス提供体制強化加算 (I) ⇒ 6単位／回  
勤続7年以上が一人配置している場合。

- ・(介護予防) 訪問リハ短期集中リハビリテーション実施加算

退院・退所・認定日から起算して3ヶ月以内 ⇒ 200単位／日

※ 退院・退所日または認定日から3ヶ月以内に週2回で1日20分以上のサービス提供を実施した場合に限り、週12回（240分）まで利用可能。

- ・移行支援加算 ⇒ 17単位／日

利用者の指定通所介護事業所等への移行等を支援した場合。

※ 要介護認定者に限る。

- ・退院時共同指導加算：600単位／回

入院中の者が退院するにあたり、退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後に、初回の訪問リハビリテーションを行った場合

ご利用者様の自己負担分は、上記の合計単位に単価を掛けた負担割合証に記載された割合となります。

- ※ 四街道市における訪問リハビリテーションの1単位あたりの単価は10.55円です。
- ※ 1週間の利用は6回までとなっています。

□ キャンセル料

キャンセル料：一律 1000円（交通費として）

以下の時間までにキャンセルの連絡が無かった場合、キャンセル料が発生します。

ご利用時間が午前の場合 ⇒ 当日の8時30分まで

ご利用時間が午後の場合 ⇒ 当日の1時まで

□ 利用料金の徴収について

当施設は、前月料金の合計額の請求書および明細書を発行し、利用者及び扶養者は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の15日までに支払うものとします。尚、支払いの方法はサービス利用時の集金、または事務所にてお支払いとなります。

□ 診療情報提供書について

訪問リハビリテーションを利用するにあたり、初回利用前にかかりつけの医師（主治医）によります『診療情報提供書』が必要になります。尚、継続して利用するためには、心身状況に変化が生じた場合等は同書類が必要になります。

※ 診療情報提供料等の費用は利用者負担となります。

□ 診療について

当施設の医師が、訪問リハビリテーションの実施にあたり、当該事業所の理学療法士、作業療法士に対し、利用者に対する詳細な指示を行なうため往診を行ないます。尚、継続して訪問リハビリテーションを利用するためには往診が3ヶ月毎必要となります。

※ 往診の費用負担はかかりません。

□ 当施設との契約について

別紙のとおり、『(介護予防) 訪問リハビリテーション契約書』および『介護老人保健施設栗の郷(介護予防) 訪問リハビリテーション利用同意書・個人情報使用同意書』に必要事項をご記入の上、捺印してください。

※ 個人情報が関係者以外にもれることの無いように細心の注意を払います。

□ 定期訪問について

専門スタッフ（理学療法士又は作業療法士）が訪問させていただきます。

1日あたりの訪問時間は20分を1回として40分（2回）、60分（3回）と利用で  
きます。

□ 訪問時間の変更について

仕事内容や交通状況により、訪問予定時間から大幅に時間がずれそうな場合に関し  
ては、担当スタッフから直接電話連絡を差し上げますので、ご了承ください。

□ 連絡先について

**【訪問日程の変更や生活上の相談など】**

栗の郷（TEL：043-421-6881）リハビリテーション課 稲垣 邦一

**【担当スタッフへの要望および苦情など】**

栗の郷（TEL：043-421-6881）リハビリテーション課 稲垣 邦一

又は、ご担当のケアマネージャーにご連絡ください。

□ 営業日及び営業時間について

**【営業日】**

月曜日から土曜日までとする。

**【休日】**

国民の祝日・年末年始（12/30～1/3）

ただし、利用者が希望し、管理者が必要と認めた場合は、この限りではない。

**【営業時間】**

午前8時30分から午後5時30分までとする。

ただし、利用者が希望し、管理者が必要と認めた場合は、この限りではない。

## 介護老人保健施設栗の郷（介護予防）訪問リハビリテーション利用約款

### ＜約款の目的＞

介護老人保健施設栗の郷（以下「当施設」という）は、要支援又は要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という）に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって、利用者が可能な限り自宅で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、訪問リハビリテーションを提供し、一方、利用者及び利用者を扶養するもの（以下「扶養者」という）は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

### ＜適用期間＞

- 第1条 1 本約款は、利用者が訪問リハビリテーション利用同意書を当施設に提出したときから、効力を有します。但し、扶養者に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。
- 2 利用者は、前項に定める事項の他、本約款、別紙1の改定が行われない限り、初回利用時の同意書提出を持って、繰り返し当施設の訪問リハビリテーションを利用することができるものとします。

### ＜利用者からの解除＞

- 第2条 利用者及び扶養者は、当施設に対し、利用中止の意思表明をすることにより、利用者の居宅サービス計画に関わらず、本約款に基づく訪問リハビリテーション利用を解除・終了することができます。尚、この場合利用者及び扶養者は、速やかに当施設および利用者の居宅サービス計画作成者に連絡するものとします。
- 但し、利用者が正当な理由なく、訪問リハビリテーション実施時間中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金及びその他ご利用いただいた費用を当施設にお支払いいただきます。

### ＜当施設からの解除＞

- 第3条 当施設は、利用者及び扶養者に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく訪問リハビリテーションサービスの利用を解除・終了することができます。
- ①利用者が要介護認定において自立と認定された場合。
  - ②利用者の居宅サービス計画で定められた利用時間数を超える場合。
  - ③利用者の病状、心身状態などが著しく悪化し、適切な訪問リハビリテーションの提供を超えると判断された場合。または、入院などで2ヶ月以上に渡ってサービスの利用ができない状態にある場合。
  - ④利用者及び扶養者が、本約款に定める利用料金を3ヶ月以上滞納し、その支払いを督促したにもかかわらず、14日間以内に支払わない場合。

- ⑤利用者又は扶養者が、当施設、当施設の職員に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合。
- ⑥天災、災害、施設・設備の故障、その他やむを得ない利用により、当施設を利用することができない場合。

#### <利用料金>

- 第4条 1 利用者及び扶養者は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく訪問リハビリテーションサービスの対価として、別紙1の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払う義務があります。
- 2 当施設は、前月料金の合計額の請求書および明細書を発行し、利用者及び扶養者は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の20日までに支払うものとします。尚、支払いの方法は別途話し合い上、双方が合意した方法によります。
- 3 当施設は、利用者又は扶養者から、1項に定める利用料金の支払いを受けた時に、領収書を発行します。
- 4 訪問リハビリテーションを利用するにあたり、初回利用前にかかりつけの医師（主治医）によります診療情報提供書が必要になります。受診の際に医療機関へ依頼して下さい。尚、継続して利用するためには、心身状況に変化が生じた場合等は同書類が必要になります。医療機関より請求を受けた診療情報提供料、切手代（実費）等の費用は利用者負担となります。
- 5 当施設は、実施指定範囲内における交通費は請求しませんが、実施指定範囲外での場合には、別途交通費がかかります。

#### <記録>

- 第5条 1 当施設は、利用者の介護保健施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間は保管します。
- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、扶養者その他の者（利用者の代理人を含みます）に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

#### <秘密の保持>

- 第6条 1 当施設とその職員は、業務上知りえた利用者又は扶養者若しくはその家族等に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、次の各号についての情報提供については、当施設は、利用者及び扶養者から、予め同意を得たうえで行うこととします。
- ①介護保険サービスの利用のための市区町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供。

②介護保険サービスの質の向上のために学会、研究会などの事例研究発表など。その際、利用者個人を特定できないように仮名などを使用することを厳守します。

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取り扱いとなります。

#### <緊急時の対応>

第7条 1 当施設は、利用者に対し、医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。  
2 前項の他、訪問リハビリテーション利用中に、利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者の及び扶養者が指定する者に対し、緊急に連絡します。

#### <要望又は苦情等の申出>

第8条 利用者及び扶養者は、当施設の提供する訪問リハビリテーションに対しての要望及び苦情などについて、苦情受付窓口担当者に申し出ることができます。また、各市区町村の役所においても苦情を受付することができます。

#### <事故発生時の対応>

第9条 介護保健施設のサービス提供に伴い、事故が発生した場合は速やかに市区町村、扶養者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

#### <賠償責任>

第10条 1 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び扶養者は、連帶して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。  
2 当施設は利用者に対する介護保健施設サービスにより、当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

#### <利用契約に定めのない事項>

第11条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は扶養者と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

<別紙1>

(介護予防) 訪問リハビリテーションについて

1. 介護保険被保険者証の確認

ご利用のお申し込みにあたり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 訪問リハビリテーションについての概要

訪問リハビリテーションについては、要介護者及び要支援者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、在宅での理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持、回復を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わる医師及び理学療法士、作業療法士その他専ら訪問リハビリテーションの提供にあたる従事者の協議によって、訪問リハビリテーション計画が作成されますので、その際、利用者・扶養者（ご家族）の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 利用単位及び料金

<1> 基本単位

・(介護予防) 訪問リハビリテーションサービス利用単位

訪問リハビリテーション費 ⇒ 308単位／回 (20分間=1回)

介護予防訪問リハビリテーション費 ⇒ 298単位／回 (20分間=1回)

・(介護予防) 訪問リハサービス提供体制強化加算 (I) ⇒ 6単位／回

勤続7年以上が一人配置している場合。

・(介護予防) 訪問リハ短期集中リハビリテーション実施加算

退院・退所・認定日から起算して3ヶ月以内 ⇒ 200単位／日

※ 退院・退所日または認定日から3ヶ月以内に週2回で1日20分以上のサービス提供を実施した場合に限り、週12回(240分)まで利用可能。

・移行支援加算 ⇒ 17単位／日

利用者の指定通所介護事業所等への移行等を支援した場合。

※ 要介護認定者に限る。

・退院時共同指導加算：600単位／回

入院中の者が退院するにあたり、退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後に、初回の訪問リハビリテーションを行った場合

ご利用者様の自己負担分は、上記の合計単位に単価を掛けた負担割合証に記載された

割合となります。

※ 四街道市における訪問リハビリテーションの1単位あたりの単価は10.55円です。

※ 1週間の利用は6回までとなっています。

## <2>その他

### キャンセル料

体調不良や都合によりキャンセルされる場合は、以下の時間までにご連絡ください。

ご利用時間が午前の場合、当日の午前8時30分までにご連絡ください。

ご利用時間が午後の場合、当日の午後1時までにご連絡ください。

\* 上記の時間を過ぎた場合は、キャンセル料（交通費として）一律1000円をいただくこととなります。

### 交通費

実施指定範囲外での場合には、別途交通費がかかります。

\* 片道・1km 100円をいただくこととなります。

### 通常の実施区域

#### 四街道市

千葉市若葉区（若松町、若松台、千城台北、千城台南、千城台東、千城台西、小倉台、小倉町）

千葉市稻毛区（小深町、山王町）

佐倉市（畔田、飯重、石川印南、王子台、大崎台、大篠塚、太田、生谷、表町、鎌木町、上志津原、小篠塚、山王、下志津、下志津原、城内町、染井野、寺崎、中志津、西志津、羽鳥、馬渡、宮小路町、六崎、吉見）

上記区域となります。

ただし、ご利用者が希望し、管理者が必要と認めた場合は、この限りではありません。

### 附則

(平成30年4月1日から施行)

(平成31年4月1日から施行)

(令和元年10月1日から施行)

(令和2年4月1日から施行)

(令和3年4月1日から施行)

(令和6年6月1日から施行)

(令和7年6月1日から施行)

## 個人情報使用についてのお知らせ

訪問リハビリテーション栗の郷では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する為、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

### 【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

#### [介護老人保健施設内部での利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
  - －入退所等の管理
  - －会計・経理
  - －事故等の報告
  - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

#### [他の事業者等への情報提供を伴う利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
  - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
  - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
  - －検体検査業務の委託その他の業務委託
  - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
  - －保険事務の委託
  - －審査支払機関へのレセプトの提出
  - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

### 【上記以外の利用目的】

#### [当施設の内部での利用に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
  - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
  - －当施設において行われる学生の実習への協力
  - －当施設において行われる事例研究

#### [他の事業者等への情報提供に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
  - －外部監査機関への情報提供

附則

(平成 30 年 4 月 1 日 改訂)

(平成 31 年 4 月 1 日 改訂)

(令和 3 年 4 月 1 日 改訂)

(令和 7 年 6 月 1 日 改訂)